



LPガス利用料金の負担軽減策を実施します

長野県では、物価高騰に直面する県内のLPガス一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者を通じて利用料金の値引き事業を実施します。

■値引き事業の概要

対象者	令和5年10月1日から令和6年5月31日までのLPガス利用料金が、1契約あたり1,200円(税抜き)を超え、次の用途で利用している一般消費者等
	<ul style="list-style-type: none">一般家庭で利用している者飲食店で利用している者集団供給(コミュニティーガスを含む)で利用している者
値引き期間 値引き額	令和6年11月、12月の検針分から合計最大1,200円(税抜き)を値引きします(注)

注1) 値引きを実施する月は販売事業者によって異なります

注2) 利用料金によっては、値引き額が1,200円(税抜き)に満たない場合があります

■留意事項

- 契約している販売事業者が値引き手続を行いますので、**一般消費者等による手続は不要**です。
- 契約している販売事業者が、本事業に参加しない場合は、値引きの対象となりません。
- 契約している販売事業者が、県外の事業者である場合は、販売事業者または支援事務局まで問合せください。
- 値引きに関して、販売事業者もしくは支援事務局が、一般消費者等の**個人情報**を求めることは**ありません**ので、不審な電話があった場合は、支援事務局まで問合せください。

■お問合せ窓口

この事業は、県の補助を受けて、一般社団法人長野県LPガス協会が販売事業者を通じて実施するものです。本件に関する問合せは、下記までお願いします。

◇長野県LPガス価格高騰対策事業支援事務局

電話 026-266-0228

(11月1日(金)開設予定 受付時間:平日9時から16時まで)

(問合せ先)

担当 一般社団法人長野県LPガス協会
竹内
電話 026-229-8734(直通)

(問合せ先)

担当 産業労働部 産業技術課
保安・伝統産業係 永原、村田
電話 026-235-7133(直通)
E-mail sangi@pref.nagano.lg.jp